

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：33914
研究種目：基盤研究(C)（一般）
研究期間：2018～2023
課題番号：18K01010
研究課題名（和文）エジプト1923年憲法の成立－立憲主義からの再検討

研究課題名（英文）The 1923 Constitution and Constitutionalism

研究代表者

池田 美佐子（Ikeda, Misako）

名古屋商科大学・国際学部・教授

研究者番号：80321024

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、1923年エジプト憲法の成立を、軍事占領の継続を背景としたイギリスによるエジプトの独立宣言の文脈の中で捉えた従来の研究に対して、1870年代後半から始まったエジプト民族運動の内部で展開した立憲主義の一つの到達点と捉え直した。

今回の研究において、イギリスによるエジプトの独立宣言には独立後の立憲体制の導入が明記されていること、この立憲体制の導入はイギリスとの一連の交渉を行ったエジプト民族主義者の主体的関与によるものであること、エジプト民族主義者間の鋭い対立にもかかわらず、立憲体制の導入は彼らの共通の願いであったことが実証された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、これまでの歴史研究において、エジプト民族運動のなかで断片的にのみ語られてきた立憲主義に焦点をあてたこと、1922年憲法はエジプト占領政策を背景にイギリスによって与えられたものではなく、エジプト民族主義者たちが立憲体制の確立をめざし長期にわたって主体的に獲得したことを明らかにしたことにある。社会的な意義としては、近年におけるエジプト民主主義の失敗を強調する論調に対して、さまざまな困難に遭遇しながらも、エジプトには民主主義の実現に向けて歩み続ける1世紀半の政治的伝統があることを示したことにある。

研究成果の概要（英文）：This study aims to demonstrate the promulgation of the 1923 Egyptian Constitution as an achievement of constitutionalism that developed within the Egyptian nationalist movement, which began in the late 1870s, instead regarding the constitutional achievement in the context of the British declaration of Egypt's independence against the backdrop of the continuing military occupation of the country.

This study demonstrated that the British Declaration of Independence of Egypt specifies the establishment of a post-independence constitutional system. This achievement was due to the proactive involvement of Egyptian nationalists who conducted a series of negotiations with the British. Despite the sharp conflict among the Egyptian nationalists, they were united in their desire for achieving a constitutional system, which led to the promulgation of the 1923 Constitution.

研究分野：エジプト近現代史

キーワード：エジプト 立憲主義 民族主義 憲法 独立 イギリス

1. 研究開始当初の背景

本研究は、報告者が以前行なったエジプト議会の歴史的展開および立憲王制期の議会議事録の研究から派生した。1860年代に初めて設置されたエジプトの議会は、1870年代末以降エジプト民族運動と連動して立憲主義を牽引した。民族主義と立憲主義が一体となったエジプトの民族運動は、紆余曲折を経て第一次世界大戦直後の大規模な民衆蜂起に至った。これを踏まえて、本研究では立憲体制を実現した1923年エジプト憲法の成立を、イギリスによるエジプト占領政策の枠内で捉える従来の研究ではなく、半世紀にわたって民族運動とともに歩んだエジプト立憲主義の一つの到達点と捉えるに至った。また、エジプト立憲王制期の議会内規を翻訳した過程で、同議会を規定した1923年憲法の先進性に着目し、同憲法の成立とその起源を理解する必要性を認識した。以上二つのエジプト議会の研究を通して、立憲主義の観点から1923年憲法を再検討する研究の着想を得た。

2. 研究の目的

本研究では1923年エジプト憲法の成立を、内在な発展として捉え、1870年代後半を起点として展開したエジプト立憲主義の一つの帰結と捉え直すことを目的とした。

具体的には3つの研究目的を設定した。まず、1923年憲法にいたる立憲主義の思想的系譜である。エジプトの立憲主義は民族主義と連動して展開したが、立憲主義はつねに民族主義の一部として断片的に認識されるにとどまった。したがって、まずは民族主義が再燃した20世紀初頭以降の立憲主義に焦点をあて、1923年憲法との関連性を念頭に置きながら、その思想的系譜を明らかにすることを目的とした。

つぎに、1923年憲法制定をめぐるエジプト民族主義者の主体的関与についての検証である。具体的には、「1919年革命」と称される民衆蜂起に続いて、立憲体制の確立を見据えた一連の独立交渉を行ったエジプト民族主義者の活動に焦点を当てた。民族主義者間の対立があったものの、立憲主義を反映した憲法の制定に向けて、彼らが交渉において果たした役割の解明を目的とした。

最後に、立憲主義から見た憲法起草委員会の議論である。1923年憲法を起草した立憲主義者たちが、議会権限の制限を目論んだ国王との対立の中で、憲法起草過程において立憲体制をどのように議論し、憲法案に具現化したかを明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

1923年憲法にいたる立憲主義の思想的系譜に関しては、民族運動のなかで断片的にのみ記述されていた立憲主義を主軸に据え、民族運動の中核的な担い手であった議会議員の立憲思想を明らかにするために、イギリス占領後に設置された立法諮問議会の議事録を用いてその具体的な議論を辿った。

本研究の中心的課題である1923年憲法制定をめぐるエジプト民族主義者の関与に関する研究では、1920年から1922年初頭にかけて行われたイギリスとエジプト民族主義者との間の一連の交渉に焦点を当てた。この交渉にはエジプト側から、エジプト民族主義組織「ワフド」を率いたサアド・ザグルール、1921年の交渉にはアドリー・ヤカン、続いてアブドゥルハーリク・サルワトが代表となった。使用した史料は、イギリス政府の外交文書およびサルワト、アドリー、スィドキーなど交渉に関わった人物の自伝や伝記、当時のエジプト政治家等の記録、イギリス外交官の手記などである。

最後の立憲主義から見た憲法起草委員会の議論については、1922年4月から10月にかけて憲法起草委員会が行った草案作成議論のうち、立憲主義を反映する項目として、国家規定、国民の権利、議会権限、国王権限、議会と国王の関係を分析の対象とした。史料は、カイロ・アメリカン大学に所蔵されている憲法起草委員会の議事録および東京大学東洋文化研究所に所蔵されている同憲法起草過程の議事録を収録した『al-Dustur』を用いた。

4. 研究成果

(1) エジプト立憲主義の思想的系譜のうち、これまで解明されてこなかったイギリス占領期に設置された二つのエジプト議会「立法諮問議会」(Majlis Shūrā al-Qawānīn)および「大議会」(al-Jam‘īya al-‘Umūmīya)における議員らの立憲主義に基づく議会活動に注目した。議員らは議会における限られた権限のなかで、民族運動が本格化した1908年より立憲制度の確立に向けて議員の権限拡大や真の代議制の実現などの主張を行ってきたことが立法諮問議会の議事録から明らかとなった。なお、民族政党の思想的系譜の解明については、政党の機関紙の入手が困難なため、今後の課題となった。

(2) 1923年エジプト憲法の成立に関する研究においては、イギリスによるエジプトの独立宣言には憲法制定につながる独立後の立憲体制の導入が明記されていたこと、立憲体制の導入はイギリスとの一連の交渉を行ったエジプト民族主義者の主体的関与によるものであること、また、エジプト民族主義者間の鋭い対立にもかかわらず、立憲体制の導入は彼らの共通の願いであり、それが立憲体制を具現化した1923年憲法の制定へと繋がったことが明らかとなった。

第1次世界大戦終結後の独立に向けたエジプトとイギリスの交渉は、1921年秋に辞任したアドリー前首相の側近であり穏健派民族主義者のアブドゥルハーリク・サルワトとエジプト特別高等弁務官アレンビーの間において最終的に合意が成立し、1922年2月28日のイギリスによるエジプトの独立宣言に至った。同交渉に先立って、エジプト民族運動の中心人物であるサアド・ザグルールとミルナー植民地大臣による1920年の交渉があり、続いてアドリー首相とカーゾン外相の交渉が行われたが、いずれも失敗に終わっていた。サルワトとアレンビーの合意に基づくイギリスのエジプト独立宣言は、ミルナーとの交渉の決裂以降、両国間の交渉の蚊帳の外にあったザグルールらから激しい批判を浴び、ザグルールと、アドリーおよびサルワトら穏健派との関係は悪化し、独立宣言以降もそれは続いた。

しかし、今回の新たな検証により、サルワトとアレンビーの合意で実現することになった独立後の立憲体制は、ザグルールらが描いた立憲体制と矛盾するものではないことが明らかとなった。むしろ、サルワトがアレンビーに要求した内容は、ザグルールとミルナーの交渉による1920年8月18日覚書にほぼ盛り込まれており、同覚書を踏襲し発展させたと言える。また、イギリス政府を代表するミルナーが独立後のエジプトにおける立憲体制の確立を初めて認めたのも、ザグルールとの交渉であった。つまり、エジプト人の政治家や知識人が19世紀後半より実現に尽力してきたエジプト立憲体制は、ザグルールとミルナーの交渉から始まる一連の交渉を経て、1922年2月28日にエジプトの独立をスルタンに伝えたイギリス政府の書簡によって結実したといえる。より長期的な視野から展望すると、1923年憲法は、1882年のウラービー革命における民族主義および立憲主義の挫折を乗り越えて、エジプト人が独立と立憲体制の実現を希求し続け獲得した大きな成果と言える。

なお、(1)(2)の成果は Independence and Constitutionalism in Egypt 1919-1922 のタイトルの論文として *International Journal of Asian Studies* (20, July 2023, 385-401) 上に発

表した。

(3) 1923 年憲法の制定過程の分析については、相反する国王と議会への権限の付与を視点として、サルワト首相下に設置された憲法制定委員会の審議を中心に分析する予定であった。しかし、同制定委員会による憲法案が作成された後、サルワト政権に続く二つの政権下において重要な修正がなされたことが判明し、同憲法の性格を正確に理解するためはこの修正過程の解明が不可欠であるとわかった。サルワトを引き継いだ親国王のナスィーム政権は、国王の意向をうけて国民主権の削除および多岐にわたる国王権力の強化を決定したが、続くイブラヒーム政権においては、国民主権の条項が復活しただけでなく、ナスィーム政権が国王権限を強化した条項のいくつかは削除された。このように、イブラヒーム政権における憲法案の再修正は大きな意味を持つと考えられるが、どのような政治勢力のどのような力関係によってなされたかの詳しい検証は今後の課題となった。

(4) 1923 年エジプト憲法を正確に理解するための手段として、同憲法の日本語翻訳を行い、完成した翻訳は公益財団法人・東洋文庫のリポジトリに掲載された。同翻訳は東洋文庫の現代イスラーム研究班の翻訳プロジェクトと共同で実施した。翻訳においては日本語の法律用語および慣用表現を正確に使用することに留意し、また東洋文庫のトルコやイランの憲法翻訳グループとの検討会を重ねて完成させた。

(5) 最後に、本研究で得られた成果をエジプト現代史の長期的な視野の中で考察し、本研究の意義や今後の研究の方向性を検証した。これを論文にまとめ、下記の研究書の一章として出版することになった。これによって、研究の意義と成果を広く研究者および一般読者に伝えることができると考える。(池田美佐子「エジプトと「民主主義」-議会・憲法・革命の歴史から」大稔哲也編著『「アラブの春」のアクチュアリティ-エジプト1月25日革命を中心にみるグローバル化下の日常的抵抗』山川出版社、2024年、82-97頁)

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Misako Ikeda	4. 巻 20-2
2. 論文標題 Independence and Constitutionalism in Egypt 1919-1922	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 International Journal of Asian Studies	6. 最初と最後の頁 385-401
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1017/S1479591422000213	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 池田美佐子
2. 発表標題 Comments on Two Papers
3. 学会等名 International Symposium:Structural Changes in the Modern Middle East: Revolution, Constitution, Parliament (Oriental Library)（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 長沢栄治（監修）、服部美奈・小林寧子（編著）、池田美佐子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 261
3. 書名 教育とエンパワ-メント（イスラーム・ジェンダー・スタディーズ3）	

1. 著者名 鈴木董・近藤二郎・赤堀雅幸（編集代表）、池田美佐子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 丸善出版	5. 総ページ数 826
3. 書名 中東・オリエント文化事典	

〔産業財産権〕

〔その他〕

公益財団法人・東洋文庫の現代イスラーム研究班アラブグループとの共同研究において『全訳 1923年エジプト憲法』を2023年に東洋文庫のリポトリに掲載した。

2024年7月に出版が予定されている以下の図書において1章を担当した。

池田美佐子「エジプトと「民主主義」－議会・憲法・革命の歴史から」大稔哲也（編著）『アラブの春のアクチュアリティ』山川出版社、2024年、82-97頁。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------